

2026年 9 月28日

東京都新宿区市谷八幡町 8 番地
株式会社TKP
代表取締役 河野 貴輝

東京都新宿区市谷八幡町 8 番地
株式会社TKPSPV-1号
代表取締役 金光 達成

吸収合併に関する事前開示書面

(吸収合併存続会社：会社法第794条第 1 項及び会社法施行規則第191条に基づく事前備置書面)

(吸収合併消滅会社：会社法第782条第 1 項及び会社法施行規則第182条に基づく事前備置書面)

株式会社TKP及び株式会社TKPSPV-1号は、2026年 8 月31日、別紙 1 のとおり吸収合併契約を締結し、株式会社TKPを吸収合併存続会社、株式会社TKPSPV-1号を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことといたしました。よってここに本合併に関する事前開示をいたします。

なお、本合併は完全親子会社間の無対価合併につき、吸収合併存続会社においては会社法第796条第 2 項に定める簡易合併、吸収合併消滅会社においては会社法第784条第 1 項に定める略式合併となります。

1 吸収合併契約の内容

別紙 1（吸収合併契約書の写し）のとおりです。

2 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、本合併において合併対価の交付は行いません。

3 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4 本合併に係る新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

5 計算書類等に関する事項

(1) 吸収合併存続会社

①最終事業年度に係る計算書類等の内容

吸収合併存続会社は、有価証券報告書及び半期報告書を関東財務局に提出しております。

最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

②最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

③最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

(2) 吸収合併消滅会社

①最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

②最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

③最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

6 本合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本合併効力発生日以後の吸収合併存続会社の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併効力発生日以後も、吸収合併存続会社の収益及びキャッシュフローの状況につき、吸収合併存続会社による債務の履行に支障を及ぼすような事象は、現在のところ想定されておられません。従いまして、本合併効力発生日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みはあると判断しております。

7 吸収合併契約等備置開始日後本合併が効力を生ずる日までの間に、上記事項つき変更が生じたときにおける当該変更後の内容

事前開示開始日以降に上記事項に変更が生じたときは、変更後の内容を直ちに開示いたします。

以上



吸 収 合 併 契 約 書

株式会社TKP（本社所在地 東京都新宿区市谷八幡町8番地、以下「甲」という。）と株式会社TKPSPV-1号（本社所在地 東京都新宿区市谷八幡町8番地、以下「乙」という。）とは、次のとおり合併契約を締結する。

（合併の方法）

第1条 甲及び乙は、本契約に基づき合併し、甲は存続し、乙は解散する。

（合併対価の交付及び割当）

第2条 甲は、乙の発行済株式の全部を所有しているため、甲は、乙の株主に対して、一切の対価を交付しないものとする。

（資本金及び準備金の額）

第3条 甲は、本件合併では、資本金及び資本準備金の額を変更しないものとする。

（効力発生日）

第4条 合併が効力を発生する日を2026年11月1日とする。ただし、その日までに合併に必要な手続を行うことができないときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

（権利義務全部の承継）

第5条 甲は、効力発生日において、乙の資産及び負債その他の権利義務一切を承継する。

（善管注意義務）

第6条 甲及び乙は、本契約の締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって業務の運営及び財産の管理を行うものとし、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ契約当事者間で協議の上、これを行うものとする。

（合併条件の変更等）

第7条 本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事情により、契約当事者の財産または経営状態に重要な変動を生じたとき、もしくは、隠れたる重大な瑕疵が発見された場合には、甲及び乙は協議の上、合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

（規定外条項）

第8条 本契約に定める事項のほか、合併に関して協議すべき事項が生じた場合は、甲乙協議の上、これを決定する。

上記契約の成立を証するため、本契約書1通を作成し、甲が原本を保有し、乙は写しを保有するものとする。

2026年8月31日

東京都新宿区市谷八幡町8番地
(甲) 株式会社TKP
代表取締役 河野 貴輝



東京都新宿区市谷八幡町8番地
(乙) 株式会社TKPSPV-1号
代表取締役 金光 達成



決算公告

令和 8 年 5 月 29 日

東京都新宿区市谷八幡町 8 番地
株式会社 TKPSPV-1 号
代表取締役 金光 達成

貸 借 対 照 表

令和 8 年 2 月 28 日現在

(単位：円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	194, 774, 958	流動負債	161, 290, 578
現金及び預金	170, 962, 119	未払金	1, 806, 138
売掛金	20, 790, 000	未払法人税等	1, 529, 800
前払費用	2, 333, 000	未払消費税	5, 641, 500
その他	689, 839	1 年内返済長期借入金	152, 224, 000
		その他	89, 140
固定資産	3, 540, 953, 424		
有形固定資産	3, 532, 965, 079	固定負債	3, 522, 607, 455
建物	1, 885, 001, 505	長期借入金	986, 932, 000
建物附属設備	497, 480, 268	関係会社長期借入金	2, 371, 475, 455
構築物	11, 787, 591	受入敷金保証金	164, 200, 000
工具器具備品	5		
土地	1, 138, 695, 710		
		負債合計	3, 683, 898, 033
		純資産の部	
		科目	金額
無形固定資産	7, 905, 034	株主資本	51, 830, 349
施設利用権	7, 905, 034	資本金	9, 000, 000
投資その他の資産	83, 311	資本剰余金	0
繰延税金資産	83, 311	資本準備金	0
		利益剰余金	42, 830, 349
		利益準備金	2, 250, 000
		その他利益剰余金	40, 580, 349
		繰越利益剰余金	40, 580, 349
		自己株式	0
		評価・換算差額等	0
		その他有価証券評価差額金	0
		純資産合計	51, 830, 349
資産合計	3, 735, 728, 382	負債及び純資産合計	3, 735, 728, 382

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法によっております。

ただし、平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物（建物附属設備を含む） 5 年～29 年

工具、器具及び備品 2 年～10 年

②無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）に基づいております。

(3) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。